



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
8月4日
第128号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正(税政課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) 2

○ 公 告

- 令和2年度クリーニング師試験実施公告(生活衛生課) 2
- 一般競争入札の公告(警察本部会計課) 4

○ 企 業 庁 公 告

- 令和2年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告 5

告 示

滋賀県告示第311号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

滋賀県知事 三日月 大造

表中

| | | | | |
|-----|-------------------|---|--------|---|
| 金甲守 | 湖南市菩提寺 西二丁目1-8 | 同 | 湖南市の区域 | を |
|-----|-------------------|---|--------|---|

| | | | | |
|-----|-------------------|---|--------|---|
| 金甲守 | 湖南市菩提寺 西二丁目1-8 | 同 | 湖南市の区域 | に |
| 梶正嗣 | 甲賀市水口町 高塚8-8 | 同 | 甲賀市の区域 | |

改める。

付 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

滋賀県告示第312号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和2年8月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第313号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年8月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第314号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年8月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東近江市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

令和2年度クリーニング師試験実施公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、令和2年度クリーニング師試験を次のと

おり実施する。

令和2年8月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 試験日時および場所

日時 令和2年11月18日(水)午前10時から(試験予備日:令和2年11月19日(木))

場所 滋賀県大津合同庁舎 大津市松本一丁目2-1

2 試験科目

| 学 科 試 験 | 実 技 試 験 |
|---------------|---------------|
| 衛生法規に関する知識 | 洗たく物の処理に関する技能 |
| 公衆衛生に関する知識 | |
| 洗たく物の処理に関する知識 | |

3 受験資格 次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(県所定のもの)

イ 履歴書(県所定のもの)

ウ 受験者が3に掲げる受験資格を有することを証する書類

卒業証書等の写しにあっては、原本も持参すること。

なお、卒業証書等に記載された氏名が現氏名と異なる場合は、戸籍抄本等(出願日前6か月以内のもの)を持参すること。

エ 写真(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、脱帽、正面上半身の写真で出願日前6か月以内に撮影したものとし、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

(2) 受験手数料 7,800円(滋賀県収入証紙による。)

(3) 受験願書の提出期間 令和2年9月28日(月)から令和2年10月2日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、原則として、本人または代理人が持参すること。

なお、郵送の場合は、令和2年10月1日(木)の消印のあるものまでを有効とする。

(4) 受験願書の提出先

ア 持参の場合 県内において居住し、または就業している者は、その住所地または就業地を所管する各健康福祉事務所(各保健所)または大津市保健所に提出すること。これ以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

イ 郵送の場合 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

(5) 受験願書等の交付 各健康福祉事務所(各保健所)、大津市保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課において交付する。また、滋賀県のホームページからダウンロードすることもできる。

5 合格発表 令和2年12月11日(金)午前9時から1か月間、県庁前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナー、各健康福祉事務所(各保健所)および大津市保健所に合格者の受験番号を掲示する。また、滋賀県のホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による問合せには、応じない。

6 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

(1) 期間 令和2年12月11日(金)から令和3年1月8日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および令和2年12月29日(火)から令和3年1月3日(日)までの日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階

(4) 持参するもの クリーニング師試験受験票

(5) 開示する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、応じない。

7 問合せ先

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3641

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)生活衛生係 草津市草津三丁目14-75 電話 077-562-3549

滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)生活衛生係 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6149

滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所)生活衛生係 東近江市八日市緑町8-22 電話 0748-22-1266

滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)生活衛生係 彦根市和田町41 電話 0749-21-0284

滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所)生活衛生係 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6664

滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所)地域保健福祉・衛生係 高島市今津町今津448-45 電話 0740-22-3552

大津市保健所保健総務課 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階 電話 077-522-6756

一般競争入札の公告

滋賀県警察放置駐車違反管理システムの借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年8月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察放置駐車違反管理システム(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和3年3月1日(月)から令和8年2月28日(土)まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル 小分類: 事務用機械器具賃貸

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、応札システム性能保証書および性能証明書
- (2) 提出期限 令和2年9月3日(木)午後5時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年8月4日(火)から同年9月15日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和2年9月15日(火)午後5時まで

(6) 開札の日時および場所 令和2年9月16日(水)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、賃貸借料の総額を記載すること。詳細については入札説明書による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Abandoned Parking Violation Data Processing System, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, September 15, 2020
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2263)

企業庁公告

令和2年度滋賀県職員採用選考第1次考查実施公告

令和2年度滋賀県職員採用選考第1次考查を次のとおり行います。

令和2年8月4日

滋賀県企業庁長 河瀬 隆 雄

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 採用時の勤務予定先 | 職務内容 |
|-------------|--------|---------------------|---------------------------------------|
| 水道(電気系・機械系) | 2人程度 | 滋賀県企業庁または浄水場(馬淵・水口) | 浄水場の運用に係る保守管理・工事設計施工管理等の業務および関連する行政事務 |

※ 勤務先により、交替制勤務に従事していただくことがあります。

※ 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

- (1) 昭和55年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

| 第1次考査 | 日 時 | 場 所 |
|-------|---|-----------------------------|
| 第1日 | 9月20日(日) 受付開始 9時00分 着 席 9時30分 教養試験 10時00分～12時00分 休 憩 12時05分～13時00分 専門試験 13時15分～15時15分 終 了 15時30分頃 | 大津合同庁舎7階会議室 大津市松本一丁目2番1号 |
| 第2日 | 10月25日(日) ※ 詳細は、第1日に試験会場で通知します。 ※ 第2日の試験は、第1日の教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ実施します。 | 滋賀県庁 大津市京町四丁目1番1号 |

※ 試験会場へは必ず公共交通機関を利用してください。試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

4 第1次考査の方法等

| | 種目・方法 | 内 容 | 時間 |
|-----|--------------------|---|------|
| 第1日 | 教養試験(択一式) | 公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験(大学卒業程度)を行います。40題出題、全問必須解答とします。 | 120分 |
| | 専門試験(択一式)(電気または機械) | 必要な専門知識についての筆記試験(大学卒業・高専卒業程度)を行います。30題出題、全問必須解答とします。 受験申込時に、電気または機械のいずれかの出題分野を選択して申し込む必要があります。受験申込後の変更は認めません。 出題分野(電気): 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 出題分野(機械): 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 | 120分 |
| 第2日 | 論文試験 | 専門技術者に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。 | 90分 |
| | 適性検査 | 公務員として必要な適性について検査を行います(検査結果は、6(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。) | — |
| | 口述試験 | 専門技術者としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。 | — |

※ 論文試験、適性検査および口述試験は、教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ行います。

※ 試験および検査は、全て日本語で行います。

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆などと消しゴム)を持参してください。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等は使用できません。)

5 第1次考査結果発表

| | 時 期 | 方 法 |
|------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 教養試験・専門試験成績上位者発表 | 10月上旬(具体的な日時は、第1日に連絡します。) | 企業庁ホームページに掲載するほか、成績上位者に通知します。 |

| | | |
|-----------|---------------------------|------------------------------------|
| 第1次考査結果発表 | 10月下旬(具体的な日時は、第2日に連絡します。) | 企業庁ホームページに掲載するほか、口述試験の受験者全員に通知します。 |
|-----------|---------------------------|------------------------------------|

6 第1次考査結果発表以後のスケジュール

- (1) 第1次考査合格者については、令和2年11月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和2年11月中旬に採用内定の通知をします。
- (3) 採用予定日は、令和3年4月1日です。

7 給与

- (1) 給料は、月額202,852円(地域手当を含みます。)です。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

- (1) 申込手続 インターネットにより申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
『しがネット受付』ホームページアドレス
https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action
※ パソコン、電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。
※ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申込みください。
※ インターネットによる申込みができない場合は、必ず8月21日(金)午後5時までに滋賀県企業庁経営課に電話で問い合わせてください。
※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。
※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。
※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。
- (2) 受付期間 令和2年8月4日(火)正午から令和2年8月28日(金)17時まで(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)
- (3) 第1次考査受験時に必要な書類等
ア 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)
イ 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)
ウ 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)
エ 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)
※ 受験番号を通知するメールは、令和2年9月7日(月)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)
※ 令和2年9月11日(金)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県企業庁経営課に連絡してください。

9 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
公の意思の形成への参画に携わる職員の職は、部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職です。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

